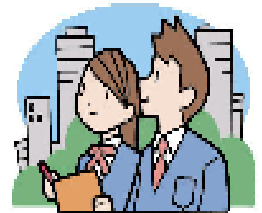


地域の方々にご支援いただきながら・・・ ～すべての生徒が安心して過ごせる学校に！！～



第6号では爆竹の件を、第7号では落書きの件を、この学校だよりでお知らせしました。安全・安心が守られなければならない学校において、こういうことが起こることは本当に残念であり、慚愧の念に堪えません。また、日々、何らかの困り感を抱えている数人の生徒が教室に入れず、徘徊等をしているという実態もあります。こうした生徒に対しては、教職員は共通の認識と方針を持ち、保護者の方の協力も仰ぎながら指導を継続しているところです。

一方で、ほとんどの生徒は、日々、授業に、部活動に、体育祭の取組等に一生懸命に取り組んでいることも事実です。また、ほとんどの生徒は、人と心と心でつながるさわやかなあいさつを交わすことができます。我々教職員も、こうした生徒のあいさつに、いつも元気づけられ勇気づけられています。

こうした中、昨年度より、月に2～3回ずつ、PTA執行部役員の方々、民児協の方々や青少協・保護司会の方々が来校され、校内を巡回しながら、教室に入れない生徒に声をかけていただいたり、授業を参観し、生徒ががんばっている姿を観ていただいています。本当にありがたいことです。

このように、保護者や地域の方々に見守られご支援をいただきながら、教職員一丸となって取組を進めておりますが、再度、確認の意味で、生活面の主な取組について、学校としての方針をお示します（詳細は、4月6日付けで冊子にして配布した「生徒の安全に関わって」をご覧ください）。

保護者の皆様には、すべての生徒が安心して楽しい学校生活が送れるように、ぜひ、こうした学校としての指導方針をご理解いただき、引き続きのご協力をお願いいたします。また、いつでも学校に来ていただき、生徒のがんばっている姿を見ていただけたらと思います。

項 目	方 針
携帯電話の持ち込み	校内への持ち込みは原則禁止です。許可なく持ってきている場合、学校が預かるように指導し、保護者に連絡し、保護者に返却します。
服装・頭髪の違反	服装は、通学服を着用します。頭髪は、パーマ・染髪など特異なもののでの学校生活は認めません。 違反の場合、本人への指導を行うとともに、保護者に指導内容を理解してもらい、指導の協力をお願いします。場合によっては、家庭で正して再登校するように指導します。
授業エスケープ・徘徊	授業に出ず、教室に入らない場合、授業を受けるように別室で指導します。また、保護者に連絡をして、場合によっては、保護者に迎えに来ていただくなど指導の協力をお願いします。
喫煙	事実確認をし、別室で指導を行います。また、保護者に連絡をして、場合によっては、保護者に迎えに来ていただくなど指導の協力をお願いします。
器物損壊(学校のものを故意に壊す等)	事実確認をし、別室で指導を行います。故意によるものについては、保護者に指導の協力をお願いするとともに、その修理等については、原則全額負担していただきます。また、状況によっては、警察など関係機関と連携を図ります。
暴力行為(教師への暴力など)	事実確認をし、別室で指導を行います。また、保護者連絡を行い、指導の協力をお願いします。また、状況によっては、警察など関係機関と連携を図ります。